

第37回定期総会決議

2017年7月の国連総会で採択され、2021年1月に発効した核兵器禁止条約は、2024年1月締約国が70カ国に達し、核兵器の廃絶に向けて着実に前進してきている。その一方で、アメリカ・中国・イギリス・フランス・ロシアなどの核保有国、カナダ・ドイツなどのNATO加盟国やアメリカと軍事同盟を結ぶ日本・オーストラリア・韓国などは核兵器禁止条約を批准しておらず、そのうえロシアはウクライナへの軍事侵攻にあたって、核兵器使用の威嚇・恫喝を行うなど核兵器の廃絶に向けた国際世論に逆行する動きすらおこっている。

日本政府は、唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、核兵器禁止条約に一貫して反対の態度をとり続け、これまで2回にわたって開かれた締約国会議には、NATO加盟国であるドイツ・ベルギーなどがオブザーバーとして議論に加わっているのに対し、オブザーバー参加すらしないという消極的な態度をとり続けているのは、きわめて残念なことである。

また、気候危機の打開をめざし、脱炭素化を図ることは緊急の課題となっている。昨年11月にアラブ首長国連邦(UAE)のドバイで開催されたCOP28(国連気候変動枠組条約第28回締結国会議)では、化石燃料の「段階的廃止」が産油国の主張で「脱却」という表現に後退する一方、脱炭素を口実に原発の活用を図る有志国宣言が出され、日本政府がこれに署名するという、福島での原発事故の教訓に逆行する動きも強まっている。

2022年2月に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻、2023年10月のイスラエルのガザへの侵攻は、いずれも国際人道法に明白に違反するものであり、とりわけイスラエルの大規模で無差別の武力行使によってガザ地区での死者が3万人を超え、飢餓が広がるという事態は、ジェノサイド(集団殺戮)というほかに、即時停戦を求める国際世論が大きく広がっている。

日本国憲法9条は、国際紛争を解決する手段として武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄することを定めて、平和主義の原則を採用することを明確にしている。いまこそ日本政府は、この憲法9条の平和主義の原則にもとづき、ロシアやイスラエルに対し、武力の行使を直ちに中止して、話し合いによる解決をよびかけるべきである。

しかし、岸田政権は、本年4月5日の国連人権理事会で、ガザに対する封鎖と集団懲罰の中止、即時停戦と各国からイスラエルへの武器輸出の停止を求める決議を採択した際に、この決議に棄権しており、その背景にはイスラエルとの間に取り交わした防衛装備・技術協力などを含めた両国間の防衛協力に関する合意があると指摘されている。

そればかりではない。岸田政権は防衛費を23年度から5年間で国内総生産(GDP)比で2%に倍増させ、総額43兆円に膨らませるとともに、今年3月には閣議決定で、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機を直接海外に輸出できることを決め、武器輸出のルールを定めた「防衛装備移転三原則」の緩和に踏み切った。

敵基地攻撃能力の保有を明記した2022年12月の安保三文書の改訂にはじまる岸田政権のこうした一連の措置は、原発回帰の姿勢を強め、経済秘密保護法の制定を急ぐことなどと相まって、憲法9条の平和主義の原則を投げすてるものとして、きびしく批判されなければならない。

いま私たちは、あらためて憲法9条の平和主義の精神を高くかかげ、「核なき世界、そして生き続けられる地球へ」、そして脱原発の実現、気候危機の打開にも結びつく「非核の政府実現」の世論づくり、運動前進に一層の努力を積み重ねることをここに決意する。

2024年4月13日

非核の政府を求める京都の会第37回定期総会